

防衛生第508号
43.3.1
改正 防衛生第4314号
54.9.17
改正 教衛第1838号
63.3.31
改正 教衛第6412号
5.11.1
改正 防人衛第6447号
10.12.17
改正 防運衛第2760号
14.3.28
改正 防運衛第1309号
17.2.28
改正 防運衛第6688号
17.8.31
改正 防人衛第11809号
18.12.28
改正 防人計第9093号
21.7.29
改正 防人衛(防)第20681号
令和2年12月25日
改正 防人衛(防)第259号
令和5年6月1日
改正 防人衛(防)第595号
令和6年7月12日

各幕僚長
統合幕僚会議議長
各附属機関の長
防衛施設庁長官
殿

防衛庁長官

自衛隊の病院における部外者の診療に係る承認手続について(通達)

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号。以下「訓令」という。）第4条第1項第12号に規定する者としての承認手続等を下記のとおり定める。

記

1 承認手続の省略について

健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の指定を受けている病院において診療を受ける部外者（隊員、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第46条第1項各号に掲げる者及び同条第2項に規定する被収容者並びに訓令第4条第1項各号（第12号を除く。）に規定する者以外の者をいう。以下同じ。）及びこれらの者以外の部外者で次の各号の一に該当するものの診療については、防衛大臣の承認があったものとみなす。

- (1) 防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与及び防衛大臣秘書官並びにこれらの被扶養者
- (2) 防衛省共済組合の専従職員及びその被扶養者
- (3) 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の役員及び職員並びにこれらの被扶養者
- (4) 病院長が、病院の特殊施設（例えば、減圧病等の治療のための再圧タンク等）を使用しなくては治療しがたいと認める者
- (5) 病院長が、医官及び歯科医官の臨床研究のために特に必要と認める者
- (6) 石綿（アスベスト）にばく露するおそれがある作業に従事したことのある隊員であった者で、石綿（アスベスト）による肺がん、中皮腫その他の健康障害に係る診察を受けることを希望するもの

2 承認手続について

病院長は、前項の規定の適用を受ける者以外の部外者の診療については、あらかじめ、時宜によっては事後に、別紙様式第1による部外者診療承認申請書により、幕僚長を經由して防衛大臣の承認を受けなければならない。

3 報告書の提出について

病院長は、前2項により部外者（健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の指定を受けている病院において診療を受ける部外者を除く。）の診療を行った場合には当該診療を受けた者の氏名等を別紙様式第2による部外者診療報告書により、各四半期ごとにとりまとめ、当該四半期の終了後15日以内に幕僚長を經由して防衛大臣に報告するものとする。

防衛大臣 殿
(〇〇幕僚長経由)

〇〇病院長

部外者診療承認申請書

自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第4条第1項第12号に規定する者として診療の承認方を申請する。

記

診療申込者	住 所		電 話 番 号	
	勤 務 先			
	氏 名		診療を受ける者との関係	
診療を受ける者	住 所			
	勤 務 先			
	氏 名		国 籍	
	生年月日 年齢・性別	昭 平 令	年 月 日生 (才)	男 女
	症 状			
診療を必要とする理由				

- (注) 1 診療申込者欄は、診療を受けようとする者が未成年者、精神障害者等の場合にその親権者、保護義務者等が申込者となるときに記入のこと。
2 国籍欄は、診療を受けようとする者が外国籍を有する場合のみ記入のこと。

別紙様式第2

発簡番号
発簡年月日

防衛大臣 殿
(〇〇幕僚長経由)

〇〇病院長

部外者診療報告書

診療を受けた者の氏名	生年月日	男女別	職業	国籍	診療を認めた根拠	外 来		入 院			転帰区分	備 考
						初診年月日	終了年月日	初診年月日	終了年月日	退院年月日		

- (注)
- 1 国籍欄は、診療を受けようとする者が外国籍を有する場合のみ記入のこと。
 - 2 診療を認めた根拠欄は、防衛大臣承認手を省略した場合には本通達第1項の各号のいずれかによったかを、防衛大臣承認手続を得た場合には承認を得た文書の発簡番号及び発簡年月日を記入のこと。
 - 3 入院欄の「初診年月日」には外来欄の「初診年月日」を記入のこと。
 - 4 本報告書は、診療を受けた者が当該病院において診療を終わるまで報告すること。